

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例4 「体罰等」(①通常版)

<事例>

サッカー部の練習試合終了後、監督であるA教諭は動きの悪かった生徒Bを一人残し、試合での態度について話した。しかし、生徒Bは他の選手のプレーへの文句を言うだけで、自分のプレーを素直に反省する様子が見られなかった。A教諭が「やる気があるのか」と言うと、生徒Bは「何で自分にばかり言うのか」と反論してきた。

普段から生徒Bの保護者には「厳しく指導してください。叩いてもかまいませんから」と言われていたA教諭は、生徒Bの態度にかっとしたこともあり、右手のこぶしで生徒Bの額を1回叩いた。叩いた後、A教諭は生徒Bへの指導を切り上げ、当日はその後通常どおりの練習を行ったが、翌日、生徒Bの保護者から校長に対して抗議の電話があった。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例4 「体罰等」(②短時間版)

<事例>

サッカー部の練習試合終了後、監督であるA教諭は動きの悪かった生徒Bを一人残し、試合での態度について話した。しかし、生徒Bは他の選手のプレーへの文句を言うだけで、自分のプレーを素直に反省する様子が見られなかった。A教諭が「やる気があるのか」と言うと、生徒Bは「何で自分にばかり言うのか」と反論してきた。

普段から生徒Bの保護者には「厳しく指導してください。叩いてもかまいませんから」と言われていたA教諭は、生徒Bの態度にかっとしたこともあり、右手のこぶしで生徒Bの額を1回叩いた。叩いた後、A教諭は生徒Bへの指導を切り上げ、当日はその後通常どおりの練習を行ったが、翌日、生徒Bの保護者から校長に対して抗議の電話があった。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例4 「体罰等」

1 事例の問題点

- ・ 生徒Bの思いや言い分を十分に聞くことなく、教員側の思いだけで指導を進め、かっとなった感情を抑えることなく人権侵害となる体罰を行ってしまったこと。
- ・ 保護者からの「叩いても構わない」という言葉もあってか、生徒に対して暴力を振るう体罰を行ったこと。
- ・ 体罰の後、生徒のけが等の状況を確認しないまま、練習を続けていること。
- ・ 体罰をした後、すぐに管理職に伝えることなく、翌日の保護者からの抗議の電話で校長が知るようになったこと。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 体罰等に係る懲戒処分の基準（標準例）より

行為等の態様		基準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね30日以上 of 負傷又は後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職又は停職
	② 治療期間が概ね15日以上30日未満 of 負傷を与える行為をした教職員	停職又は減給
	③ 治療期間が概ね15日未満 of 負傷を与える行為をした教職員	減給又は戒告
3	教育上必要な範囲を逸脱し、児童生徒の人格や人権をおとしめる言動を繰り返し行うこと等により、児童生徒に著しい精神的苦痛を与え重大な事態に至らしめた教職員	免職、停職、減給又は戒告

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分 of 影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上 of 責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上 of 責任……損害賠償等

3 発生後の対応

【管理職】

- ・ 事実の整理
- ・ 対応方針の決定・指示
- ・ 記録の指示
- ・ 緊急連絡
- ・ 救急車の要請
- ・ 負傷児童生徒の保護者へ謝罪及び連絡（事実の連絡と搬送先の病院名等）
- ・ 学校医への連絡
- ・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請）
- ・ 対応窓口の決定と一本化
- ・ 対応方針の教職員への指示（緊急職員会議の開催）
- ・ 保護者への状況説明
- ・ 報道機関等への対応

（注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日頃からコンタクトを取れる教職員）を第一に考える

（注）その他児童生徒の心のケア（動揺を鎮める）

- ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、被害児童生徒の家庭訪問の決定、PTA役員との協議等）
- ・ 再発防止策の検討・決定事故報告書作成

【教職員】

- ・ 発生時の管理職への報告
- ・ 直接体罰に関わっていない教職員中心に負傷児童生徒の救護（応急処置）
- ・ 負傷の程度確認
- ・ 応急手当
- ・ 状況収集
- ・ 救急車同乗
- ・ 負傷状況（手当の状況）の報告
- ・ 負傷児童生徒の保護者への連絡（児童生徒の容体、事故の状況、搬送先、学校の対応等）
- ・ 担任及び加害者等見舞い

- ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、被害児童生徒の家庭訪問の実施等）

- ・ 再発防止の実施

4 防止のためのチェックポイント

- 学校は、教職員一人一人の人権意識の高揚を図り、体罰等の防止に向け、校内研修等により教職員への指導や啓発を行っているか。
- 学校では、「体罰は許さない」という指導観に立った指導体制が確立され、組織的に生徒指導を行っているか。
- 学校では、教員の懲戒権と児童生徒の人権について十分な理解を図り、教職員は、児童生徒の立場に立った指導を行っているか。
- 学校では、児童生徒理解と信頼関係に基づいた指導の徹底が図られているか。

- 教職員は、児童生徒の心の内面を共感的に受け止める姿勢をもって、指導・支援しているか。
- 教職員は、問題を一人で抱え込まず、他の教員と連携して指導をしているか。
- 教職員は、同僚の体罰や不適切な言動を目撃したら、速やかに止めたり、管理職に報告したりすることができるか。

5 関係法令、通知等（概要）

◎「学校教育法」

第11条

…校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

◎「刑法」

第204条（傷害）

…人の身体を傷害した者は、10年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料

第208条（暴行）

…暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

◎「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号）

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

（別紙）

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

〈学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例〉

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押しえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

◎ 「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）

「3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導」

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

◎ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別しましょう（一部抜粋）

通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

- ・・・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。・・・
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。・・・

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

- ・・・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。・・・

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されることが考えられる行為）として考えられるものの例

- ・・・ 試合中に相手チームの選手となり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて

制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

…①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 相手の生徒が受け身ができないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。…

◎「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」（令和6年7月改訂 島根県教育委員会）

6 類似事例

○ 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。

研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例1：体罰）

高等学校に勤務するA教諭は、授業と関係ないことをしていた生徒Bを別の教室に連れていき、生徒Bから理由など事情を聞こうとした。理由を尋ねても、生徒Bは無言であったため、怒りの感情も起こり、A教諭は、立っている生徒Bの胸を複数回押す行為を行った。押した後、生徒Bは、A教諭の顔や体を殴ってきたため、A教諭は生徒Bに足をかけて倒し、馬乗りになった後、抵抗する生徒にさらに関節技をかけるなどの行為を行った。

その日の放課後、A教諭は教頭に体罰を行ったことを報告し、校長等とともに生徒Bやその保護者に謝罪をした。A教諭は、同年6月に別の生徒に体罰を行い、校長から指導を受けていた。いずれも生徒にけがは無かった。A教諭は、教育委員会に対して、「生徒に対する人権意識の低さが根底にある」と反省の弁を述べている。

〈例：減給〉

(類似事例2：体罰)

小学校の特別支援学級を担当するA教諭は、昨年度から今年度にかけて、学級の児童あわせて6人に対して、頭を叩いたり、足を蹴ったりするなどの体罰を行った。

在籍する児童の保護者が、帰宅した児童の足にあざがあることに気づき、A教諭から蹴られたものであるとの児童の話から学校に相談をした。

管理職や教育委員会が調べたところ、A教諭は、約1年の間に、6人に対して、頭を叩く、足を蹴るなど計13件の体罰があったことを確認した。

聞き取りに対して、A教諭は、「児童が指示に従わなかったため、いらだってやってしまった」と話している。

〈例：停職〉

(類似事例3：体罰・不適切な言動)

中学校の吹奏楽部の顧問を務めるA教諭は、部活動中、部員の2年生生徒Bに対して、他の生徒の前で、「人として嫌なんだ」「ぶん殴りたいよ。本当に」「こういう人になっちゃ駄目だ」などと発言をした。また、座って演奏をする生徒Bに対して、練習中に黒板消しを投げる、胸ぐらをつかんで壁に押し当てる、練習中に長時間に渡り起立させたままにするなどした。また、頭を両手でつかみ、その際、手の爪によって、生徒Bの右耳後ろに5mm程度の傷を負わせていた。これらは、8月下旬からの2週間の間に、繰り返し行われていた。

9月上旬、「学校に行きたくない」と訴えた生徒Bに保護者が事情を聞いて、学校に相談し、本件事案が発覚した。教育委員会の調べに対して、A教諭は「生徒のメンタルを強くしたいと思った」「自分の子どものように思っていた」と話し、コンクールの時期が迫っていたことから、「大会が近くて焦っていた」と述べている。

〈例：停職〉

(類似事例4：不適切な言動)

特別支援学校に勤務するA教諭は、今年10月、着替えをしていた生徒BとCの2人に対して、着替えに時間がかかっていることに腹を立て、「早くしないと沈めるぞ。本当に沈めてしまうぞ」などと怒鳴った。1か月前にも、大声で別の生徒を怒鳴るなどし、その際、A教諭の言動や別の生徒の様子を見ていたことから、生徒Bは「先生が怖い」として、4日間、学校を欠席した。

A教諭は、以前から生徒に大声で怒鳴るなどして改善するよう校長から指導を受けていた。複数の生徒に対して「沈めるぞ」などと怒鳴り、生徒に精神的な苦痛を与えたなどとして、減給の懲戒処分を受けた。この調べの中で、A教諭には、同時期に一部の通勤手当と休暇の不正受給があることが判明した。

〈例：減給〉

(類似事例5：不適切な言動)

高等学校に勤務するA教諭は、昨年度から今年度8月にかけて、補習を受ける生徒に対し、「バカだから補習を受ける」と述べたり、「この問題が分からないものは、人間ではない」と発言したりしたほか、複数のクラスで椅子を蹴るなどの行為をしていた。

複数の生徒の保護者から学校に相談があり、校長が確認したところ、A教諭が認めた。

生徒に確認したところ、発言は、授業を受け持つほとんどのクラスで行われており、1度ではなく、長期間に渡って繰り返し行われていたことが分かった。A教諭は、過去にも他の学校や、現在の学校で生徒への言動について、複数回指導を受けていた。

A教諭は学校の調べに対して、「生徒が学習する環境を、恐怖心を与えることでつくってしまっていた。本当に恥ずかしくて、愚かだったと反省している」と話した。

〈例：停職〉